

J A M 政策NEWS

2025年9月1日 第2025-001号
【発行】J A M
【発行責任者】
【編集】総合政策グループ
TEL : 03-5860-6150
E-Mail : seisaku@jam-union.jp

9月は「価格交渉促進月間」です！！ ～物価上昇に負けない賃上げ実現のため、価格転嫁、取引適正化を～

政府は、エネルギー価格や原材料費、労務費などが上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、2021年9月より、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と定め、発注側企業と受注側企業の価格交渉、ひいては価格転嫁を促進しています。

各「月間」終了後には、多数の中小企業に対して、主な取引先との価格交渉・価格転嫁等の状況についてのフォローアップ調査が実施され、価格転嫁率や業界ごとの結果等がとりまとめられ、状況の芳しくない発注者に対しては事業所管大臣名での指導・助言が実施されます。

2025年3月のフォローアップ調査ではコスト全体の価格転嫁率は52.4%でした。2024年

9月から約3ポイントアップしたものの、引き続き、価格転嫁の状況は改善してはいるが転嫁できない企業と二極分離の状態と評価しています。

米国の関税措置による影響等が不透明な中にあっても、継続的な賃上げを実現させるためには、価格転嫁、取引適正化の取り組みを継続していく必要があります。

J A Mでは、8月21日に「価格転嫁促進セミナー」を実施し、適正取引・価格転嫁の必要性和J A Mの取り組みスタンスや取り組み実態について再認識・再徹底を図りました。

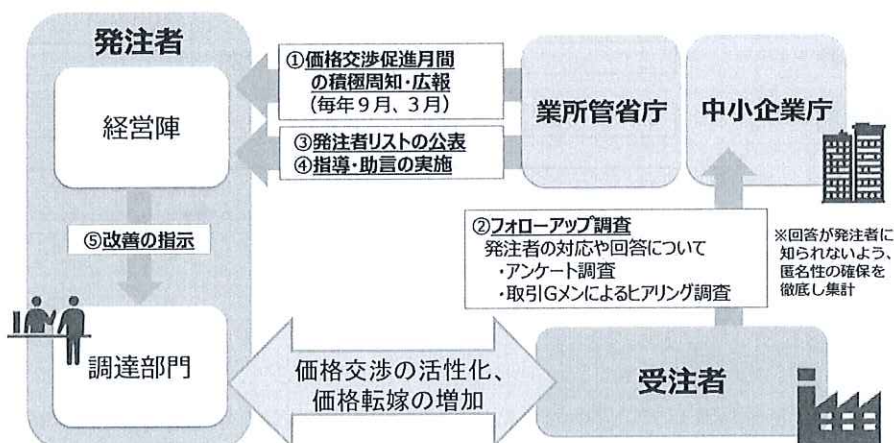
価格交渉促進月間を契機に、地方J A M、各単組においても積極的な価格交渉・価格転嫁を行いましょう。

価格交渉促進月間の 具体的な取り組みイメージ

▼関連サイト（経済産業省）



価格交渉促進月間



「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」

価格交渉において、2023年11月に内閣官房・公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を積極的に活用することが必要です。

「指針」には、発注者に、受注者側からの申し出がなくとも、定期的に発注者から協議の場を設け、受注側中小企業との価格交渉に応じるとともに、受注者がその先の取引先との取引価格を適正化できるように取り組み、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を行うよう求めています。

経済産業省は、価格交渉促進月間に合わせ、「指針」の周知、積極的な活用を、業界団体等、各関係事業者団体によびかけています。



労務費転嫁指針